

## 2013年2月定例県議会

### 1 議員提出議案に対する本会議質疑

2013年2月26日

#### Q. 村岡正嗣県議

日本共産党の村岡正嗣です。私は、日本共産党を代表して議第2号議案「埼玉県県政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

この条例は、政務調査費の使途基準の範囲について、調査・研究のみに限定されていたものを地方自治法の改正を契機に、その他の活動にまで拡大するものです。法改正の段階から国民、県民の間には、調査費の使途が不適切な範囲までに広げられるのではないかという懸念の声が広がっていました。県議会はこの声に応え、条例の議論を県民参加の下、丁寧に行うべきでした。

当県議団は2月定例会に先立ち、議長や議会運営委員長、各会派に条例の議論は全会派参加の県民公開の場で行うこと、会派の自主的な活動に支障を及ぼすおそれがある場合は領収書を非公開とできる内容を削除することなどを申し入れたところですが、本条例案は任意の団体である議会あり方研究会により県民に非公開の形で検討されたもので、本日提出され、その日のうちに採決される運びとなりました。

そこで、3点の質問です。

第1は、千葉、大分、福岡、栃木県議会は、条例改正に際してパブリックコメントを行っていますが、なぜパブリックコメントすら行わなかったのか、その理由について。

第2に、なぜ県民に開かれた形での全会派の参加する委員会等で審議しなかったのか、その理由について。

第3に、述べたように、県民は使途の透明性を切実に求めています。我が党も条例改正に当たって視察報告や広報紙の公開義務付けなども申し入れました。そこで、第九条において、議長の努力

義務とされた「透明性の確保」とはどのような内容が想定されるのか、お示しいただきたい。

以上です。(拍手起こる)

#### A 奥ノ木信夫県議 (自民党)

45番、村岡正嗣議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目、なぜパブリックコメントを行わなかったのかということですが、埼玉県におけるパブリックコメント、いわゆる県民コメント制度の対象は、県民に義務を課したり、又は権利を制限する内容を含む条例の制定又は改正、県の総合的な構想・計画等の策定又は改定などであり、政務活動費に関する条例改正は制度になじまないものであると考えております。

2番目のなぜ県民に開かれた形で全会派の参加する委員会等で審議しなかったのかですが、現議員数88名、その90%以上の議員が所属する会派が自主的に組織した議会あり方研究会での協議は、大方の議員が責任を負っていると解釈しております。また、本日、このように本会議という公開の場で全会派参加の下で質疑を受け、議論しているということですので、御理解いただきたいと思っております。

3点目、議長の努力義務とされた「透明性の確保」はどのような内容が想定されるのかですが、条例第九条に透明性確保のための条項を新たに規定しました。具体的措置は今後の運用について議論していくこととなりますけれども、例えば政務活動費における海外視察の際の報告書や議員作成の広報紙など、現物を議長に提出することを検討しております。

以上であります。